規 則

職 員 \mathcal{O} 勤 務時 間、 休 暇等 に関する規 則 \mathcal{O} 一部を改正する規 則をここに公布 する。

令 和三年三月三十日

玉 県 人 事委員会委員長 武 笠 正 男

埼 玉 県人事委員会規則 — ≡ | 五五

職員の勤務時間、 休暇等に関す る 規 則 \mathcal{O} 部 を改 正 す る 規 則

員 \mathcal{O} 勤務時間、 休暇等 に関する規 則 (埼 玉県 人事委員会規則一三— 八 \mathcal{O}

部 を次 \mathcal{O} ように 改正する。

 \mathcal{O}

四第二項中

休

日 等に

割

り

振

る

勤務時

間に

係

る

部

分を除

を

削

る。

ホ 同 第 口 項 次に 第十 次 六 0 号 よう ハ 中 に 及 加 える。 CK 口 を か 5 = ま で に 改 め、 同 号 ハ を 同

に 生活 掲げ る 木 事業に 窮者自立支援法 関連する 活 (平成二十五年法律第百五号) 動 第 七 条第二項第二

資源 の循環及 び生活困 窮者 \sim \mathcal{O} 支援を 目的 とする次 \mathcal{O}

(1) 個 又は法 人 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 団 体 から 提 供 可 能 な食料 そ \mathcal{O} 他物 資を集め る 活

活

動

(2)(1) \mathcal{O} 規定に り 集め た食料その 他 物 資を生活 困 窮者や福祉施設等 に 配 布

す る活 !動を行 う 寸 体が 行 う当該 活

(3)ツ 生活 ワ 木 留窮家庭 ク 埼 玉 等 · 登 録 \mathcal{O} 子供 す る に 寸 食事 体 を提 に 限 供する活動 る。 が提供を受けた食料を活用して を行 う 団 体 (こども応援ネ

子 供 に 食 事を提 供 す る活 動

附

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 規則 は 令 和 年 兀 月 日 カコ ら施 行 す る。